

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	産業廃棄物対策事務			事業コード	2400
所属コード	0536000	課等名	廃棄物対策課	係名	産業廃棄物対策室
課長名	中村 郁夫	担当者名	吉田香代子	内線番号	8309
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	環境との共生	コード	6
	施策	生活環境の保全	コード	1
	基本事業	環境衛生の確保	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 4 款 2 項 1 目 産業廃棄物等対策事務 (001-04), 自動車リサイクル推進事務 (001-05)			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 20 年 度
根拠法令等 (H26)	①廃棄物処理法 ②自動車リサイクル法 ③PCB 特措法 ④盛岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 等			

(2) 事務事業の概要

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者や処理施設の許認可, 立入検査・報告徴収等の適正指導, 自動車リサイクル法に基づく許可・登録等, PCB 特措法に基づく届け出の受理等。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 20 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い県から移譲された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により収集運搬業の許可が合理化されたため, 平成 23 年 4 月 1 日以降許可が失効した事業者が生じた（業者には実質的影響なし。）。そのため, 収集運搬業の許可更新数が大幅に減少し, 収入が減った。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

盛岡市内の事業者、盛岡市の許可を有する盛岡市域外の処理事業者。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 許可, 登録業者数	件	276	219	198	198	158
B 廃棄物処理施設数	件	132	132	133	133	131
C 排出事業者数	社	15,757	14,677	14,677	14,677	14,677

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

- ①産業廃棄物処理業等許可事務
- ②26 年度計画（26 年度に計画している主な活動）
- ③産業廃棄物適正処理指導業務

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 新規, 更新, 変更許可等の申請・届出件数	件	101	170	129	129	137
B 新規, 変更の協議, 許可・届出件数	件	41	29	34	34	44
C 監視件数	件	660	538	490	500	385

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

産業廃棄物の適正処理。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 各許可申請, 届出未処理件数	□上げる ■下げる □維持	件	0	0	0	0	0
B 各許可申請, 届出未処理件数	□上げる ■下げる □維持	件	0	0	0	0	0
C 適正処理に係る的確な指導助言	□上げる ■下げる □維持	件	40	21	19	19	25

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	10,439	9,739	9,966	8,936	8,516
	⑤その他()	千円	1,112	1,180	1,723	2,082	2,331
	A 小計 ①～⑤	千円	11,551	10,919	11,689	11,018	10,847
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	43,551	42,919	43,689	43,018	42,847
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

産業廃棄物の適正処理を推進することにより環境衛生が守られる。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり、廃止・休止することはできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

電子マニフェストの導入促進。立入検査及び監視パトロールの強化。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益者が費用負担しており、公平・公正である。

(4) 効率性評価

必要最低限の事務費であるとともに、最低限確保すべき人員数である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	生活環境の保全	コード	10
	小施策 (推進項目)	環境衛生の確保	コード	10-1

(2) 改革改善の方向性

適正処理推進のほか、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルについても普及啓発するため、電子マニフェストの導入を促進する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクル方法の集積・整理が必要であり、事業者から提出される産業廃棄物処理実績、産業廃棄物多量排出事業者処理計画等の報告実績を活用するなど、適正処理の確保に向けた監視・指導に活用する。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- ☐ 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であることを踏まえ、産業廃棄物の適正処理や発生抑制のための啓発事業を行うと共に、監視や指導を継続する必要がある。